

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成21年4月10日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 盛岡市青山商業施設 盛岡市青山二丁目8番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 オリックス株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ユニバース
 - イ 株式会社サンドラッグ
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成21年11月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,116平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 163台
 - イ 出入口 3か所
- (7) 駐輪場の収容台数 100台
- (8) 荷さばき施設の面積 387平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 50立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社ユニバース
 - (ア) 開店時刻 午前9時30分（日曜日、祭日は午前9時、年間4日に限り午前6時）
 - (イ) 閉店時刻 午後11時
 - イ 株式会社サンドラッグ
 - (ア) 開店時刻 午前9時
 - (イ) 閉店時刻 午後10時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで（年間4日に限り午前5時30分から午後11時30分まで）
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成21年3月24日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所